

1. セルプ製品 **共通**

さまざまな障がいにより一般就労が困難な方々が、障害福祉サービス事業所等で自立を目指して働いています。

セルプ製品は、そのような施設等で企画・生産され、食品、縫製品、木工品、花苗などがあります。また、これらの施設等の中には、クリーニング、印刷、清掃などのサービス業務も行っているところもあります。

県においては、平成14年度から「ハート購入制度」を実施し、障害福祉サービス事業所等からの物品等調達を推進しており、それに加えて、平成25年4月1日に「障害者優先調達推進法」が施行され、国や市町村、独立行政法人においても、同様の取組みが行われるようになりました。そこで、平成26年4月から岐阜県セルプ支援センターに「共同受注窓口」を設け、官公需の受注等に積極的に取り組んでいます

照会・申込先 岐阜市下奈良 2-2-1 福祉農業会館 岐阜県社会福祉協議会内 岐阜県セルプ支援センター
 (TEL : 058-273-1111 内線 2526)
 (FAX : 058-275-4888)
 (URL : <http://www.winc.or.jp/selp/>)

2. 岐阜県福祉のまちづくり条例 **共通**

平成10年4月1日、「岐阜県福祉のまちづくり条例」が施行されました(公共的施設等の整備規定については同年10月施行)。この条例では、高齢者や障がい者はもとより、全ての県民の皆さんが自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる福祉のまちづくりを推進するため、県、事業者そして県民の皆さんの責務を明らかにし、やさしい心と思いやりの気持ちを育む施策などを規定したほか、建築物などのバリアフリーについて整備基準を設けています。

●建築物などのバリアフリーについて整備基準を設定

対象となる施設は、不特定多数の方が利用する建築物、道路、公園などの「公共的施設」です。具体的には、病院や映画館、物販店、飲食店、ホテル・旅館などで、それぞれの施設ごとかつ整備箇所ごとに具体的な整備基準(車いす使用者が通行しやすい幅員の確保、傾斜路の位置、階段の手すりの位置など)を設定しています。

これらのうち、一定規模以上の施設(「特定公共的施設」)を新築、増改築する場合は、計画の届出や工事完了の届出が必要となります。

主な対象施設

公共的施設	特定公共的施設
医療施設	左のすべて
娯楽施設(劇場・映画館)	左のすべて
〃 (パチンコ店等)	左のうち 500㎡以上
百貨店・マーケット	左のうち 300㎡以上
ホテル・旅館	左のうち 300㎡以上
社会福祉施設	左のすべて
飲食店	左のうち 300㎡以上
サービス業店舗	左のうち 300㎡以上
官公庁施設	左のすべて
金融機関	左のうち 300㎡以上
学校	左のすべて
都市公園、動物園、博物館	左のすべて
路外駐車場	左のうち 500㎡以上

整備基準の概要

整備箇所	項目	細項目	内容
出入口	玄関	幅	90cm 以上
		戸	開閉容易
廊下	廊下	幅	120cm 以上
		車いす転回構造	50m 以内毎に設置
		高低差	スロープ等設置
階段	階段	手すり	設置
		構造	原則回り段禁止
エレベーター	設置 仕様	対象建物	延 2,000㎡以上
		かご寸法	幅 1.4m、 奥行 1.35m 以上
		出入口幅	80cm 以上
便所	車いす 使用者 用便座	対象建物	延 1,000㎡以上
		便座	腰掛け用
		手すり	設置
駐車場	車いす 使用者 用駐車 区画	対象	30 台以上
		位置	出入口の近く
		幅	3.5m 以上

照会先 県庁地域福祉課 TEL 058-272-8261
 県庁建築指導課 TEL 058-272-8685